

○総務省令第四十二号

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の一部の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月二十七日

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の届出)

第二十五条の五 法第三十八条の二第一項の規定による第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の開始の届出をしようとする者は、様式第十八の五の届出書(第二十五条の七第四号に規定する場合(同号の表の上欄一の項に掲げる特定卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者にあつては、下欄第四号に該当する場合を除く。))に該当する場合にあつては、同号に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。)を総務大臣に提出しなければならない。

(法第三十八条の二第一項の総務省令で定める区分)

第二十五条の六 法第三十八条の二第一項の総務省令で定める区分は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する様式第四の表の一から三十五までに掲げる電気通信役務の区分とする。

(法第三十八条の二第一項の総務省令で定める事項)

第二十五条の七 法第三十八条の二第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

【一〇三 略】

四 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる次の表の上欄に掲げる卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が同表の下欄に掲げる電気通信事業者の場合にあつては、当該電気通信事業者(以下「卸先電気通信事業者」という。))ごとの次に掲げる事項

【イ〜フ 略】

一 第一種指定電気通信設備を用いる特定卸電気通信役務

一 当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者(その提供を受ける当該特定卸電気通信役務に用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線(当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する共同住宅等内のVDSL設備その他の電気通信設備を用いて提供される特定卸電気通信役務にあつては、当該電気通信設備とその利用者の電気通信設備との間の電気通信回線。二及び三において同じ。))の数が五万未満のものを除く。)

(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の届出)

第二十五条の五 法第三十八条の二の規定による第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の開始の届出をしようとする者は、様式第十八の五の届出書(第二十五条の七第四号に規定する場合(同号の表の上欄一の項に掲げるFTTHアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者にあつては、下欄第四号に該当する場合を除く。))に該当する場合にあつては、同号に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。)を総務大臣に提出しなければならない。

(法第三十八条の二の総務省令で定める区分)

第二十五条の六 法第三十八条の二の総務省令で定める区分は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する様式第四の表の一から三十五までに掲げる電気通信役務の区分とする。

(法第三十八条の二の総務省令で定める事項)

第二十五条の七 法第三十八条の二の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

【一〇三 同上】

四 [同上]

【イ〜フ 同上】

一 電気通信事業者の電気通信事業の用に供するFTTHアクセスサービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第七号に規定するFTTHアクセスサービスをいう。以下この表において同じ。)

一 当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者(その提供を受ける当該FTTHアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線(当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する共同住宅等内のVDSL設備その他の電気通信設備を用いて提供されるFTTHアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備とその利用者の電気通信設備との間の電気通信回線。二及び三において同じ。))の数が五万未満のものを除く。)

<p>二 第二種指定電気通信設備を用いる特定 卸電気通信役務又は電気通信事業者の電 気通信事業の用に供する携帯電話若しく はBWAアクセスサービス（電気通信事 業報告規則第一条第二項第十四号に規定 するBWAアクセスサービスであつて、 無線設備規則第三条第十二号に規定する 時分割・直交周波数分割多元接続方式又 は時分割・シングルキャリア周波数分割 多元接続方式広帯域移動無線アクセスシ ステム及び同条第十二号の二に規定する シングルキャリア周波数分割多元接続方 式又は直交周波数分割多元接続方式広帯 域移動無線アクセスシステムのうち、同 条第十二号及び第十二号の二に規定する シングルキャリア周波数分割多元接続方 式と他の接続方式を組み合わせた接続方 式を用いることが可能なものを使用する ものに限る。）であつて特定卸電気通信 役務以外のもの（通信モジュール（特定 の業務の用に供する通信に用途が限定さ れている利用者の電気通信設備をいう。 ）向けに提供するものを除く。以下この 表において同じ。）</p>	<p>二 その提供を受ける当該特定卸電気通信 役務に用いられる固定端末系伝送路設備 の電気通信回線の数が五十万以上の電気 通信事業者</p> <p>三 その一端が特定移動端末設備と接続さ れる伝送路設備を設置する電気通信事業 者（その提供を受ける当該特定卸電気通 信役務に用いられる固定端末系伝送路設 備の電気通信回線の数が三万未満のもの を除く。）</p> <p>〔四 略〕</p>
<p>二 第二種指定電気通信設備を設置す る電気通信事業者の特定関係人である 電気通信事業者（その提供を受けるこの 項の上欄に掲げる卸電気通信役務に用い られる伝送路設備に接続される特定移動 端末設備の数が五万未満のものを除く。 ）</p> <p>二 その提供を受けるこの項の上欄に掲げ る卸電気通信役務に用いられる伝送路設 備に接続される特定移動端末設備の数が 五十万以上の電気通信事業者</p>	<p>二 電気通信事業者の電気通信事業の用に 供する携帯電話又はBWAアクセスサー ビス（電気通信事業者報告規則第一条第二 項第十四号に規定するBWAアクセスサー ビスであつて、無線設備規則第三条第十 二号に規定する時分割・直交周波数分 割多元接続方式又は時分割・シングルキ ャリア周波数分割多元接続方式広帯域移 動無線アクセスシステムのうち、同号に 規定するシングルキャリア周波数分割多 元接続方式と他の接続方式を組み合わせ た接続方式を用いることが可能なものを 使用するものに限る。）（通信モジュ ール（特定の業務の用に供する通信に用途 が限定されている利用者の電気通信設備 をいう。）向けに提供するものを除く。 以下この表において同じ。）</p>

〔五 略〕  
（卸電気通信役務の提供の業務の変更の届出）

<p>二 その提供を受ける当該FTTHアクセ スサービスに用いられる固定端末系伝送 路設備の電気通信回線の数が五十以上 の電気通信事業者</p> <p>三 その一端が特定移動端末設備と接続さ れる伝送路設備を設置する電気通信事業 者（その提供を受ける当該FTTHアク セスサービスに用いられる固定端末系伝 送路設備の電気通信回線の数が三万未 満のものを除く。）</p> <p>〔四 同上〕</p>	<p>二 電気通信事業者の電気通信事業の用に 供する携帯電話又はBWAアクセスサー ビス（電気通信事業者報告規則第一条第二 項第十四号に規定するBWAアクセスサー ビスであつて、無線設備規則第三条第十 二号に規定する時分割・直交周波数分 割多元接続方式又は時分割・シングルキ ャリア周波数分割多元接続方式広帯域移 動無線アクセスシステムのうち、同号に 規定するシングルキャリア周波数分割多 元接続方式と他の接続方式を組み合わせ た接続方式を用いることが可能なものを 使用するものに限る。）（通信モジュ ール（特定の業務の用に供する通信に用途 が限定されている利用者の電気通信設備 をいう。）向けに提供するものを除く。 以下この表において同じ。）</p>
<p>二 電気通信事業者の電気通信事業の用に 供する携帯電話又はBWAアクセスサー ビス（電気通信事業者報告規則第一条第二 項第十四号に規定するBWAアクセスサー ビスであつて、無線設備規則第三条第十 二号に規定する時分割・直交周波数分 割多元接続方式又は時分割・シングルキ ャリア周波数分割多元接続方式広帯域移 動無線アクセスシステムのうち、同号に 規定するシングルキャリア周波数分割多 元接続方式と他の接続方式を組み合わせ た接続方式を用いることが可能なものを 使用するものに限る。）（通信モジュ ール（特定の業務の用に供する通信に用途 が限定されている利用者の電気通信設備 をいう。）向けに提供するものを除く。 以下この表において同じ。）</p>	<p>二 その提供を受ける携帯電話又はBWA アクセスサービスに用いられる伝送路設 備に接続される特定移動端末設備の数が 五十万以上の電気通信事業者</p>

〔五 同上〕  
（卸電気通信役務の提供の業務の変更の届出）

第二十五条の七の三 法第三十八条の二第一項の規定により届け出た事項の変更の届出をしようとする者は、様式第十八の七の届出書（第二十五条の七第四号に掲げる事項に変更がある場合（同号の表の上欄一の項に掲げる特定卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者であつて、下欄第四号に該当する者の当該事項を変更する場合を除く。）又は同条第五号に掲げる事項に変更がある場合にあつては、第四号又は第五号に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。）を総務大臣に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（卸電気通信役務の提供の業務の廃止の届出）

第二十五条の七の四 法第三十八条の二第一項の規定による第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の廃止の届出をしようとする者は、様式第十八の八の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

（電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ない卸電気通信役務の範囲）

第二十五条の七の五 法第三十八条の二第二項の総務省令で定める卸電気通信役務は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する次に掲げる電気通信役務（当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が、その利用者に対して現に提供していないものを除く。）以外のものとする。

一 FTTTアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第七号に規定するFTTTアクセスサービスをいう。次条第二項において同じ。）

二 携帯電話（様式第四に規定する三・九一四世代移動通信システムを使用するもの又は第五世代移動通信システムを使用するものに限る。）又は全国BWAアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の二に規定する全国BWAアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム及び同条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条第十二号及び第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。）

三 その他総務大臣が別に告示するもの

（法第三十八条の二第三項の総務省令で定める事項）

第二十五条の七の六 法第三十八条の二第三項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 接続料相当額（特定卸電気通信役務を提供しようとする電気通信事業者（以下この号において「卸元電気通信事業者」という。）が、当該特定卸電気通信役務と同等の電気通信役務を、当該特定卸電気通信役務の用に供する電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することにより提供しようとする場合に卸元電気通信事業者が取得すべき金額（第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備に関しては、能率的な経営の

第二十五条の七の三 法第三十八条の二の規定により届け出た事項の変更の届出をしようとする者は、様式第十八の七の届出書（第二十五条の七第四号に掲げる事項に変更がある場合（同号の表の上欄一の項に掲げるFTTTアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者であつて、下欄第四号に該当する者の当該事項を変更する場合を除く。）にあつては、同号に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。）を総務大臣に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（卸電気通信役務の提供の業務の廃止の届出）

第二十五条の七の四 法第三十八条の二の規定による第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の廃止の届出をしようとする者は、様式第十八の八の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものとする。)に相当する額であつて、当該特定卸電気通信役務の料金が設定されている単位と同一の単位(前条第三号に規定する電気通信役務については、当該特定卸電気通信役務の料金が設定されている単位と同一の単位で算定することができない合理的な理由があるときは、当該特定卸電気通信役務の提供の態様に照らして適切な単位)で算定するものをいう。次号及び次項において同じ。)。

二 特定卸電気通信役務に関する料金と接続料相当額との差額の用途

2 前項の規定にかかわらず、電気通信事業者の電気通信事業の用に供するF-T-T-Hアクセスサービスに係る前項第一号の事項の提示については、接続料相当額に代えて、接続料相当額の水準を表すものとして次の式により算定した数(以下この項において「接続料相当額指数」という。)を提示すれば足りる。ただし、最初に接続料相当額指数を提示する日から当該日の属する事業年度終了の日までの間に行う接続料相当額指数の算定については、次の式中「前事業年度終了の日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額指数」とあるのは「100」及び「前事業年度終了の日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額」をその代り、「最初に接続料相当額指数を提示する日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額」をその代りとする。

接続料相当額指数＝前事業年度終了の日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額指数×(接続料相当額指数を提示する日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額÷前事業年度終了の日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額)

(卸電気通信役務の提供に係る申立て)

第二十五条の九 法第三十九条において準用する法第三十五条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は、様式第十九の二の申立書を、法第三十九条において準用する法第三十八条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は、様式第十九の三の申立書を提出しなければならない。

様式第18の5 (第25条の5 関係)

【略】

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したので、電気通信事業法第38条の2第1項の規定により、届け出ます。

【表略】

【注1 略】

2 「卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項」(「当該卸先電気通信事業者の氏名又は名称」を除く。)の各事項について第25条の7第4号の表の上欄1の項に掲げる特定卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が二以上の場合にあつては、当該電気通信事業者において共通の事項と差異がある事項に分けて記載すること。

【3～5 略】

様式第18の7 (第25条の7の3 関係)

第二十五条の九 法第三十九条において準用する法第三十八条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は、様式第十九の二の申立書を提出しなければならない。

(卸電気通信役務の提供に係る申立て)

様式第18の5 (第25条の5 関係)

【同左】

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したので、電気通信事業法第38条の2の規定により、届け出ます。

【表同左】

【注1 同左】

2 「卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項」(「当該卸先電気通信事業者の氏名又は名称」を除く。)の各事項について第25条の7第4号の表の上欄1の項に掲げるF-T-T-Hアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者が二以上の場合にあつては、当該電気通信事業者において共通の事項と差異がある事項に分けて記載すること。

【3～5 同左】

様式第18の7 (第25条の7の3 関係)

【略】  
第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務について次のとおり変更したので、電気通信事業法第38条の2第1項の規定により、届け出ます。

【表略】

【注1・2 略】

様式第18の8（第25条の7の4関係）

【略】

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を廃止したので、電気通信事業法第38条の2第1項の規定により、届け出ます。

【表略】

【注1・2 略】

様式第19の2（第25条の9関係）

特定卸電気通信役務に関する命令申立書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。)

担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

不調

特定卸電気通信役務の提供に関する協議が不能のため、電気通信事業法第39条において準用する同法第35条第1項の規定により、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

当事者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
締結又は変更しようとする契約の概要	
予定する契約の期間	
協議の不調又は不能の理由	

【同左】

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務について次のとおり変更したので、電気通信事業法第38条の2の規定により、届け出ます。

【表同左】

【注1・2 同左】

様式第18の8（第25条の7の4関係）

【同左】

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を廃止したので、電気通信事業法第38条の2の規定により、届け出ます。

【表同左】

【注1・2 同左】

【新設】

<p>その他参考となる事項</p>	
<p>注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。  <u>様式第19の3</u> (第25条の9関係)          [略]          [表略]          [注 略]</p>	<p><u>様式第19の2</u> (第25条の9関係)          [同左]          [表同左]          [注 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第二条 電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(卸電気通信役務の提供に関する報告)

第四条の九 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの(第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。)は、対象卸電気通信役務(当該伝送路設備を用いる携帯電話又はBWAアクセスサービス(無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム及び同条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条第十二号及び第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。)の卸電気通信役務(通信モジュール(特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。)向けに提供するものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)を電気通信事業者(当該伝送路設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人であるもの(その提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。))又はその提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上のものに限る。以下この条において「卸先電気通信事業者」という。)に対して提供する業務を行うときは、当該卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項について、様式第二十三の九により、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

〔二〇十四 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(卸電気通信役務の提供に関する報告)

第四条の九 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの(第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。)は、対象卸電気通信役務(当該伝送路設備を用いる携帯電話又はBWAアクセスサービス(無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。)の卸電気通信役務(通信モジュール(特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。)向けに提供するものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)を電気通信事業者(当該伝送路設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人であるもの(その提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。))又はその提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上のものに限る。以下この条において「卸先電気通信事業者」という。)に対して提供する業務を行うときは、当該卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項について、様式第二十三の九により、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

〔二〇十四 同上〕

〔二〇七 同上〕

## 附 則

(施行期日)

1 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。

(経過措置)

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、この省令の施行の際現に提供する電気通信事業者の電気通信事業の用に供するF T T Hアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第七号に規定するF T T Hアクセスサービスをいう。）について、最初にこの省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第二十五条の七の六第二項の規定による接続料相当額指数を提示する日から当該日の属する事業年度終了の日までの間に行う接続料相当額指数の算定については、同項ただし書の規定にかかわらず、次の式により行うものとする。

$$\text{接続料相当額指数} = 100 \times \left( \frac{\text{接続料相当額指数を提示する日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額}}{\text{接続料相当額指数を提示する日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額}} \right)$$

3 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十八条の二の規定により届け出ている事項について、新施行規則第二十五条の七の規定に合致させるため、この省令の施行後遅滞なく総務大臣に届け出なければな

らない。ただし、この省令の施行の際、同条に定める事項を総務大臣に届け出ている場合は、この限りでない。

4 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。）は、この省令の施行の際現に電気通信事業報告規則第四条の九の規定により報告している事項について、この省令による改正後の電気通信事業報告規則第四条の九の規定に合致させるため、この省令の施行後遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。ただし、この省令の施行の際、同条に定める事項を総務大臣に提出している場合は、この限りでない。